

兵庫県公報

令和7年8月29日 金曜日 第647号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公営住宅管理課）	1
告 示	
○ 令和7年度採石業務管理者試験の実施（地域産業立地課）	7
○ べにずわいがに日本海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課）	8
○ 兵庫県資源管理方針の変更（同）	9
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	20
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）	20
○ 平成31年兵庫県告示第358号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	21
○ 令和2年兵庫県告示第226号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	21
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住宅政策課）	22
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	22
○ 平成20年兵庫県告示第317号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（同）	23
○ 平成20年兵庫県告示第439号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（同）	30
○ 昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部改正（物品管理課）	38
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	39
○ 入札公告（物品管理課）	39
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	42
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員事務系職種（経験者）採用試験の実施	44
○ 兵庫県職員技術系職種採用試験（秋日程）の実施	47
正 誤	
○ 令和7年4月1日付け兵庫県公報第2号外中	50

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）

- 老朽化に伴い、次の普通県営住宅の用途廃止を行うこととした。
普通中層耐火住宅 9団地 362戸
普通簡易耐火住宅 1団地 2戸
- 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅の用途廃止を行うこととした。
普通高層耐火住宅 13団地 22戸
普通中層耐火住宅 5団地 5戸

- 3 普通県営住宅の用に供していた建物の解体に伴い、次の駐車場の用途廃止を行うこととした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額の限度額(円)
下溝鉄筋住宅駐車場	明石市林崎町3丁目	8,200

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第37号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款1の項中

「

29	0.4640	25,000
180	0.4672	24,800
10	0.4752	25,000
1	0.4772	25,800

」

を

「

180	0.4672	24,800
-----	--------	--------

」

に改め、同款5の項中

「

195	0.5169	28,100
96	0.5292	28,100
1	0.5317	29,000
3	0.5318	29,100

」

を

「

167	0.5169	28,100
75	0.5292	28,100
1	0.5317	29,000
2	0.5318	29,100

」

に改め、同款10の項中

「

65	0.2955	21,700
11	0.3019	21,700

」

を

「

31	0.2955	21,700
6	0.3019	21,700

」

に、

「

1	0.3063	22,600
1	0.3066	22,500

」

を

「

1	0.3063	22,600
---	--------	--------

」

に改め、同款11の項中

「

249	0.3705	25,500
8	0.3787	25,500

」

を

「

174	0.3705	25,500
3	0.3787	25,500

」

に改め、同款50の項を次のように改める。

50	削除
----	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款64の項を次のように改める。

64	削除
----	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款92の項を次のように改める。

92	削除
----	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款103の項中

「

24	0.5750	49,700
5	0.5879	49,700

」

を

「

17	0.5750	49,700
2	0.5879	49,700

」

に改め、同款112の項を次のように改める。

112	削除
-----	----

別表第 1 の 1 の部普通簡易耐火住宅の款 19 の項中

「

1	0. 3699	20, 200
4	0. 3699	20, 500
1	0. 3786	20, 200

」

を

「

4	0. 3699	20, 500
---	---------	---------

」

に改め、同表 2 の部普通高層耐火住宅の款 4 の項を次のように改める。

4	削除
---	----

別表第 1 の 2 の部普通高層耐火住宅の款 9 の項を次のように改める。

9	削除
---	----

別表第 1 の 2 の部普通高層耐火住宅の款 12 の項を次のように改める。

12	削除
----	----

別表第 1 の 2 の部普通高層耐火住宅の款 14 の項中

「

15	0. 9155	88, 000
18	0. 9155	88, 200
12	1. 0083	94, 500
13	1. 0083	94, 700

」

を

「

13	0. 9155	88, 000
17	0. 9155	88, 200
11	1. 0083	94, 500
12	1. 0083	94, 700

」

に改め、同款 17 の項を次のように改める。

17	削除
----	----

別表第 1 の 2 の部普通高層耐火住宅の款 22 の項中

「

1	0. 4993	49, 900
1	1. 0034	77, 900

」

を

「

1	1. 0034	77, 900
---	---------	---------

」

に改め、同款26の項中

「

3	0.6639	72,500
---	--------	--------

」

を

「

2	0.6639	72,500
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.7004	73,900
1	0.7087	72,300

」

を

「

1	0.7004	73,900
---	--------	--------

」

に改め、同款30の項中

「

3	1.1307	109,400
---	--------	---------

」

を

「

2	1.1307	109,400
---	--------	---------

」

に改め、同款35の項中

「

1	1.2392	114,600
1	1.2392	115,600

」

を

「

1	1.2392	114,600
---	--------	---------

」

に改め、同款38の項中

「

2	0.8659	91,300
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8659	91,300
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.9565	93,400
1	0.9565	93,900

」

を

「

1	0.9565	93,400
---	--------	--------

」

に改め、同款53の項中

「

1	0.7013	61,500
1	0.7013	61,900

」

を

「

1	0.7013	61,500
---	--------	--------

」

に、

「

4	1.0537	81,500
---	--------	--------

」

を

「

3	1.0537	81,500
---	--------	--------

」

に改め、同款58の項中

「

1	0.7046	67,100
2	0.7046	68,300

」

を

「

1	0.7046	68,300
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.8650	83,500
1	0.8650	84,000

」

を

「

1	0.8650	83,500
---	--------	--------

」

に改め、同款60の項中

「

1	0.8261	83,400
1	0.8261	84,500

」

を

「

1	0.8261	83,400
---	--------	--------

」

に改め、同部普通中層耐火住宅の款10の項及び11の項を次のように改める。

10 及 び 11	削除
--------------------	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款18の項を次のように改める。

18	削除
----	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款19の項中

「

1	0.6760	67,700
1	0.6760	68,400

」

を

「

1	0.6760	67,700
---	--------	--------

」

に改め、同款24の項中

「

1	0.9263	71,000
1	0.9306	71,000

」

を

「

1	0.9263	71,000
---	--------	--------

」

に改め、同款26の項を次のように改める。

26	削除
----	----

別表第5下溝鉄筋住宅駐車場の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

告

示

兵庫県告示第807号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、令和7年度採石業務管理者試験を次のとおり実

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）	兵庫県日本海べにずわいがに漁業	6,254トンの内数



兵庫県告示第809号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、兵庫県資源管理方針（令和2年兵庫県告示第1229号）を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年8月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県は瀬戸内海と日本海に面し、それぞれの海域特性に応じた多様な漁船漁業及び養殖業が営まれている。平成31年の生産量は121,327トン（瀬戸内海109,889トン、日本海11,437トン）、生産額は523億円（瀬戸内海423億円、日本海100億円）で、生産量が全国順位の上位を占める水産物も多く、京阪神等へ水産物を供給する重要な基地となっているほか、貴重な地域資源として各地域の観光業や水産加工業の活性化にも寄与している。

このように水産業は、地域経済の発展にも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、国に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

1 定義

(1) 特定水産資源

漁獲可能量による管理を行う水産資源

(2) 知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、県が設定する管理区分

2 知事管理区分に定める事項

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができる。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を

可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努める。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行する。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせで資源管理を行う。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行う。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定する。

3 漁業者自身による自主的な取組

県は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の県への報告が行われるよう指導を行う。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を国へ報告し、国及び県が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していく。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 種苗放流等の取組及び資源管理の進め方

水産資源の維持増大にむけて、種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組を推進する。

今後も資源管理と種苗放流等の相互の取組の連携を図ることとし、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく。

第7 兵庫県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行う。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源に関する具体的な資源管理の方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－11べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」に、特定水産資源以外の水産資源のうち、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行なわれていない水産資源の管理の方向性については「別紙3－1 まだい瀬戸内海東部系群」から「別紙3－8 ひらめ瀬戸内海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（以下「まあじを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まあじの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まあじを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（以下「まいわしを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まいわしの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まいわしを採捕する漁業	5, 167隻

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県するめいか漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業
(以下「するめいかを採捕する漁業」という。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

するめいかの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
するめいかを採捕する漁業	5, 167隻

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県日本海くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業及び定置漁業(漁業法第60条第3項に規定する定置漁業)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

- ② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を
超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他くろまぐろ漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域

中西部太平洋条約海域

- ② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業。

ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

- ③ 漁獲可能期間

周年

- (2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

- ② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を
超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、第2の1の漁業に14.7トン、第2の2の漁業に0.1トンを配分し、
残りの数量の2割を本県の留保枠とし、残りの数量の8割は、第2の1及び第2の2の漁業に均等配分（小
数第2位を四捨五入）する。

また、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合については、2割を本県の留保枠とし、残り
の8割を第2の1及び第2の2の漁業に均等配分（小数第2位を四捨五入）する。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うこ
とも可能とする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管
理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断
する。

（別紙1－5）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県くろまぐろ漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条
第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

- ② 対象とする漁業

漁業の許可及び取締り等に関する省令第77条第1項第1号の漁業及び太平洋広域漁業調整委員会指示
に基づく沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、3割を本県の留保枠とし、残りの7割を知事管理区分毎に以下の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合についても同様に配分を行う。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の手承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

管理区分	比率
兵庫県くろまぐろ漁業	8.4
兵庫県その他沿岸漁業	5.3

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさば対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば対馬暖流系群を採捕する漁業（以下「まさば及びごまさばを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば及びごまさば対馬暖流系群の資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1－7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海かたくちいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1－8)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海うるめいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1－9）

第1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う瀬戸内海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1－10）

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県ぶり漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

- ② 対象とする漁業
兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を兵庫県ぶり漁業区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし
- 第5 その他資源管理に関する事項
 - 1 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。
 - 2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。
（別紙1－11）
- 第1 特定水産資源
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
兵庫県日本海べにずわいがに漁業
 - (1) 知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
②の対象とする漁業が、べにずわいがにの採捕を行う日本海の水域
 - ② 対象とする漁業
兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）を採捕する漁業
 - ③ 漁獲可能期間
周年
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を兵庫県日本海べにずわいがに漁業区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし
- 第5 その他資源管理に関する事項
資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。
（別紙3－1）
- 第1 水産資源
まだい瀬戸内海東部系群
- 第2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。
なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めること

とする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-2)

第1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-3)

第1 水産資源

しらす(瀬戸内海兵庫県周辺海域(かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。))

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業において、直近5年間(2016~2020年)のCPU水準付近(226.22~266.14キログラム/隻日)を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(2) しらす瀬戸内海兵庫県周辺海域を漁獲対象とする漁業について、当該資源を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-4)

第1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-5)

第1 水産資源

たちうお（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の釣り漁業及びひき縄漁業において、直近5年間（2016～2020年）のCPU E水準付近（2.03～2.39キログラム/隻日）を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-6)

第1 水産資源

まだこ（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間（2016～2020年）のCPU E水準付近を維持する。

漁業種類	直近5年間（2016～2020年）のCPU E水準
小型機船底びき網漁業	6.69～7.88kg/隻日
たこつぼ漁業	10.51～12.36kg/隻日
せん漁業	4.43～5.21kg/隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-7)

第1 水産資源

はも（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間（2016～2020年）のCPU E水準付近を維持する。

漁業種類	直近5年間（2016～2020年）のCPU E水準
小型機船底びき網漁業	8.27～9.73kg/隻日
はえ縄漁業	39.88～46.92kg/隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124

条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-8)

第1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

兵庫県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年8月29日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年8月29日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 岩野辺山崎線	宍粟市山崎町中野字大川原461番 1 から 同 市山崎町中野字足倉346番 2 まで	旧	5.0から 8.0まで	479.0	
		新	8.0から 13.0まで	478.0	

兵庫県告示第811号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成20年兵庫県告示第266号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年8月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
再度筋Ⅰ (101080099)	神戸市中央区再度筋町（別図99のとおり）	急傾斜地の崩壊

兵庫県告示第812号

平成31年兵庫県告示第358号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

住吉山手(18)Ⅰ (101010117) の項中別図41を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第813号

令和2年兵庫県告示第226号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

熊内(3) I (101080022) の項中別図19を次の図面のとおり改める。

葺合(4) I (101080028) の項中別図21を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第814号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第541号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年8月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鈴蘭台北(2)(1)Ⅰ (101070486)	神戸市北区鈴蘭台北町4丁目 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

兵庫県告示第815号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第432号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年8月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大石(2)Ⅰ (101020071)	神戸市灘区大石（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり

兵庫県告示第816号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第226号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年8月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
神戸港(5)Ⅱ (101080084)	神戸市中央区神戸港地方（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
再度筋Ⅰ (101080099)	神戸市中央区再度筋町（別図70のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり

兵庫県告示第817号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和7年8月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 太陽 社会福祉事業協会	大阪府大阪市東淀川区大 道南一丁目12番24号	兵庫県姫路市林田町上伊 勢1137－1	令和7年8月15日

兵庫県告示第818号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨阪神北県民局長から報告があった。

令和7年8月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- | | | |
|---|--------|------------------|
| 1 | 被処分者 | |
| | 商号又は名称 | 株式会社ハント不動産 |
| | 代表者氏名 | 宮下 健治 |
| | 事務所所在地 | 兵庫県川西市小花一丁目7番13号 |
| | 免許証番号 | 兵庫県知事（4）第300294号 |

免許年月日 令和4年11月19日

2 処分の内容

令和7年9月4日から9月18日までの15日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

兵庫県告示第819号

平成20年兵庫県告示第317号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

表を次のように改める。

表（赤穂市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
西有年地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市西有年字宮原、字田代、字畑ヶ田、字木ノ目池内、字玄形、字平田、字堂免、字日和田、字垣内田、字原、字久保、字北、字出口、字池田、字往来北、字外垣内、字砂場、字香山、字土井、字往来南、字柳元、字小山下、字カウゲ田、字横山、字塚ノ元、字野々宮、字宮東、字長畑、字碑田、字遠古殿、字横手、字興井谷口、字堂場ヶ市、字東山、字中ノ谷、字大山峠南、字柳谷及び字向山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
東有年地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市東有年字町ノ北の全部並びに字上河原、字中河原、字アミダドウ、字町ノ南、字下寄戸、字寄戸、字山手、字片山、字中道、字横町、字頓原及び字上菅生の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
有年檜原地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市有年檜原字上所、字山手、字中所、字前山田、字山ノ下、字三軒家、字中溝、字一軒家、字山地、字野田河原、字下野田、字上野田、字野田、字城山筋、字川原、字中道、字下所、字高畑ヶ及び字サイカシの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上

有年原地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市有年原字東西川、字西川、 字原、字西原、字上北原、字中北 原、字山崎、字田中、字池ノ内、字 池ノ下、字北畠、字津村及び字新 ヶ鼻の各一部並びに有年牟礼字ハ トカの一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
有年横尾地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市有年横尾字谷口及び字谷ノ 東の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
有年牟礼地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市有年牟礼字往来ノ上の全部 並びに字成林、字上河原、字垣ノ 内、字中嶋、字天通り、字前垣内、 字黒尾、字山田前、字長鼻、字山 田、字片山、字宮ノ前、字西ヶ戸、 字龍王ノ下、字ズリ、字成林ノ北、 字ニタ又及び字隠レ谷の各一部並 びに有年横尾字畑の一部で別図に 示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
中山地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市中山字山際、字高岸ノ下、 字堂ノ下、字川久保、字西山、字井 ノ谷、字地藏下、字佛石ノ下及び 字川東の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
周世地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市周世字立岩、字鎌倉、字御 蔵、字宮田、字清水、字奥東、字奥 東宮ノ前、字黒谷及び字水木原の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
真殿地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市真殿字蔵田、字花畑、字門 前、字門前奥、字松原、字後芝、字 堂ノ元、字林ヶ谷、字下原、字天神 下及び字段ノ下の各一部並びに目 坂字平里田、字長田及び字清水ノ 上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
高雄地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市高雄字西山、字山根、字東 畑、字下垣内及び字河原の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
目坂地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市目坂字折戸、字長田、字清 水ノ上、字奥ノ谷、字碑田山、字碑 田、字前田、字藤床、字中河原、字 中河田、字下河田及び字上河田の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上

木津地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市木津字野垣内、字茶屋、字久保、字向河下、字柳、字上河原、字節床、字段ノ上、字山田、字大鹿谷、字南、字樋詰、字大石及び字大工山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
高野地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市高野字井口、字上ノ前、字山ノ下、字家ノ後、字山花、字屋敷筋、字屋敷、字安田、字家ノ上、字高関、字小田、字高取、字立岩、字八重山、字田端、字高臺、字青及び字大谷山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
坂越地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市坂越字毎田、字小島、字名切、字犬戻、字潮見、字宮本、字本町、字高谷、字石佛、字砂山、字下高谷、字荒神、字八祖、字海雲寺、字湯殿町、字洞留、字大柴垣及び字大泊の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
浜市地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市浜市字横土手内、字西ノ山、字山根及び字寺内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
砂子地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市砂子字後山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
北野中地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市北野中字下長田及び字後山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
尾崎地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市尾崎字北ノ町、字上ノ山、字姥ヶ懐、字尾崎谷、字古江、字百山、字石指、字東田及び字清水の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
御崎地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市御崎字三崎山、字西町、字間ノ山、字東海山、字寺山、字中町山、字中丁及び字東海の各一部並びに尾崎字高臺の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 3 月 25 日 (令和元年 6 月 18 日) (令和 7 年 8 月 29 日)

御崎地区 条例別表第 3 の 8 の項	赤穂市御崎字三崎山及び字東福浦 山の各一部で別図に示す区域	(一般型) 次に掲げる建築物で延べ面積が500平方メートル(既存建築物の用途変更を行う場合で、当該既存建築物の延べ面積が500平方メートルを超えるときは、当該延べ面積)以下のもの 1 飲食店(第 5 号又は第 6 号の用途を兼ねるものを含む。) 2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第130条の 5 の 2 第 4 号に規定する建築物(第 6 号の用途を兼ねるものを含む。) 3 ホテル、旅館(専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設を除く。) 4 公衆浴場(客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設を除く。) 5 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(第 6 号の用途を兼ねるものを含む。)(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) 6 赤穂市に関連する土産物の販売店 7 休憩所	令和元年 6 月 18 日 (令和 7 年 8 月 29 日)
---------------------------	----------------------------------	---	------------------------------------

赤穂市御崎字三崎山、字東福浦山、
字万五郎谷及び字大塚の各一部で
別図に示す区域

(観光拠点型)
次に掲げる建築物で延べ面積が500平方メートル(第3号又は第4号に掲げる建築物にあっては、1,500平方メートル)
(既存建築物の用途変更を行う場合で、当該既存建築物の延べ面積が500平方メートル(第3号又は第4号に掲げる建築物にあっては、1,500平方メートル)を超えるときは、当該延べ面積)以下のもの

- 1 飲食店(第6号又は第7号の用途を兼ねるものを含む。)
- 2 建築基準法施行令第130条の5の2第4号に規定する建築物(第7号の用途を兼ねるものを含む。)
- 3 市内生産品の売場(その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50平方メートル以上のもの)を常時設置する物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店(地域振興に資すると市長が認めるものに限る。)
- 4 ホテル、旅館(専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設を除く。)
- 5 公衆浴場(客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設を除く。)
- 6 美術品又は工芸品を製作するためのア

同上

		トリエ又は工房(第7号の用途を兼ねるものを含む。)(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) 7 赤穂市に関連する土産物の販売店 8 休憩所	
御崎地区 条例別表第3の9の項	赤穂市御崎字三崎山、字間ノ山及び字東福浦山の各一部で別図に示す区域	次に掲げる建築物で延べ面積が280平方メートル以下のもの 1 一戸建ての住宅 2 第3号、第4号、第7号又は第8号の用途を兼ねる住宅 3 飲食店(第7号又は第8号の用途を兼ねるものを含む。) 4 建築基準法施行令第130条の5の2第4号に規定する建築物(第8号の用途を兼ねるものを含む。) 5 ホテル、旅館(専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設を除く。) 6 公衆浴場(客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設を除く。) 7 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(第8号の用途を兼ねるものを含む。)(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) 8 赤穂市に関連する土産物の販売店 9 休憩所	令和元年6月18日

加里屋地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市加里屋字戸、字天王山、字 天王道及び字荒神臺の各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	平成20年 3 月25日
中広地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市中広字東沖の一部で別図に 示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
塩屋地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市塩屋字東塩田、字駒ヶ谷及 び字荒神の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
大津地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市大津字中開地、字出口、字 北田、字奥、字長坂、字クホリ、字 スクモ塚、字加賀芋、字神保、字権 現、字花垣内、字荒前、字中田及び 字船渡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
木生谷地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市木生谷字村中の全部並びに 字三味下、字東山、字上ノ山、字一 ノ首、字西之山及び字向山の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
新田地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市新田字十五軒家の全部並び に字居村、字釜家後、字有年組、字 大津道ノ上、字大津道ノ下、字大 津前、字五軒家、字五ノ前、字十五 ノ前、字七軒家及び字七ノ前の各 一部並びに折方字山端及び字寺前 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
折方地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市折方字天王ノ下、字砂子、 字坂井元、字鷺ノ巣、字石進、字田 中、字寺前、字南及び字天神山の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
鷗和地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市鷗和字天神、字寝猫、字田 ノ浦、字苗座、字前田、字古濱、字 丸山、字東、字脇田、字向、字庵濱 及び字野々内の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上

福浦地区 条例別表第 3 の 3 の項	赤穂市福浦字丸町、字石中、字奥道、字宮ノ下、字宮ノ元、字大道、字ヒラキ、字川扁り、字狩折、字西浦、字古土手西、字五反田、字長町、字八軒屋西、字八軒屋堤際道ノ上、字八軒屋堤際、字八軒屋後堤下及び字八軒屋後の各全部並びに字古池、字古池北ノ谷、字古池東登り、字古池東、字古池背戸山、字黒嶺、字大泊り、字眞尾毛、字柳ノ上、字立花、字朶山、字背戸山、字香山、字安ノ奥、字奥木場、字住所、字岡、字竹ヶ濱、字宮崎、字五軒屋、字イカタ石、字古樋元、字五軒屋前、字古土手、字東木場、字堂免、字窪田、字中ヶ市、字井ノ戸、字大唐田、字堂ノ元、字寺ノ下、字東香山、字西香山、字中道、字太郎平前、字山道、字山谷、字眞嶺、字向ヒ、字寒河田、字二軒屋、字八軒屋、字八軒屋井戸尻、字川西南、字寺ノ西、字新田北及び字新田南の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
---------------------------	--	-------------------------	----



兵庫県告示第820号

平成20年兵庫県告示第439号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 29 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

表を次のように改める。

表（西脇市における条例第 7 条第 2 号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表 第 3 の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
上野地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市上野字ヘラ町、字大谷山及び字北山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日
上戸田地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市上戸田字奥垣内、字土手及び字八日山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上

津万地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市津万字ウスバの全部並びに字高坪、字西ノ門、字源女、字大根、字八王子前、字柳坪、字長垣内、字石路及び字長田の各一部並びに嶋字曾崎の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (平成28年 3 月 11 日)
嶋地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市嶋字辻、字大將軍、字コフカタ及び字大堂の各全部並びに字曾崎、字落クゴ、字木俵、字内垣、字的場、字下五反田、字上五反田、字五万田、字馬渡り、字庵戸、字宮京寺、字大前田、字東乞田及び字西乞田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日
大垣内地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市大垣内字垣ノ内及び字トデの各全部並びに字丁田、字滝ノ下、字高町及び字ハリ田の各一部並びに寺内字丁田、字堂ノ下及び字大垣内裏の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
寺内地区 条例別表第 3 の 2 の項	西脇市寺内字天神ノ芝及び字天神池の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 1 の項に規定する寺内ランプ周辺西側商工観光区域に建築できる建築物	令和 7 年 8 月 29 日
寺内地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市寺内字丁田、字堂ノ下、字カイチ、字大垣内裏、字出口、字中田、字田フチ、字カナニロ、字ホコラ、字上畑、字池尻、字上及び字天神ノ芝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日
西嶋地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市西嶋字村前、字門、字梶ノ下、字中添及び字ノテの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
蒲江地区 条例別表第 3 の 2 の項	西脇市蒲江字東畑の一部で別図に示す区域	別表第 1 の 1 の項に規定する寺内ランプ周辺西側商工観光区域に建築できる建築物	令和 7 年 8 月 29 日
	西脇市蒲江字イハノ元及び字東畑の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 2 の項に規定する寺内ランプ周辺東側商工観光区域に建築できる建築物	
蒲江地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市蒲江字時釜、字谷郷、字大根、字蒲池東、字イハノ元、字西ケ市、字早田、字北ケ市、字東畑及び字西畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日

坂本地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市坂本字谷川向、字上中野、 字谷川尻、字北茶屋、字町池、字 戎之本、字大將軍ノ本、字坂本、 字西之野及び字坂谷口の各一部 並びに寺内字田フチの一部で別 図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
大野地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市大野字戎田、字木戸口、字 南及び字仮安の全部並びに字セ ンサマ、字山本、字永長、字栗坪、 字池下、字邑中、字タヨカイチ、 字大谷、字片山、字逆サマ及び字 八ヶ山の各一部並びに坂本字野 手ノ下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
郷瀬地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市郷瀬町字村内及び字大歳 西の各全部並びに字神田、字境手 ノ上、字大歳坪、字井詰、字西ノ 岸、字角ノ前及び字旗頭の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
富田地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市富田町字善南寺坪及び字 堂前の各全部並びに字犬ノ堂、字 善南寺東、字田之垣、字上高井、 字下高井、字志竹之上、字坪ノ内 及び字村内の各一部、西田町字森 ノ本、字塚之本及び字土堤之上の 各一部並びに日野町字犬ノ堂の 一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (令和 3 年 3 月 12 日)
	西脇市郷瀬町字犬ノ堂の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 4 の 項に規定する建築物	
日野地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市日野町字高芝、字ウワタ、 字松ノ前、字東沢、字タノカイチ、 字犬ノ堂、字平ノ口、字南川、字 西カイチ、字南カイチ、字中カイ チ、字北カイチ、字浦山及び字一 ノ谷の各一部、郷瀬町字柵の一部 並びに富吉南町字蒲之元の一部 で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日
富吉南地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市富吉南町字池ノ下及び字 山之下の各全部並びに字東川、字 堂ノ元、字沖田、字蒲之元、字高 芝、字土居之元、字中道、字山田、 字池ノ南、字下ノ山、字上ノ山及 び字南山の各一部並びに富吉上 町字大橋及び字イヤノ上の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上

富吉上地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市富吉上町字堂ノ後の全部並びに字大橋、字南カイチ、字東垣内、字イヤノ上、字西門、字八幡、字ボン垣内、字薬師之西、字辻ノ内、字北山、字カヤ林及び字平山の各一部並びに富吉南町字東川の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
前島地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市前島町字前川原、字村中、字大年ノ西、字庵ノ元、字天神ノ元、字岸之東、字上川原及び字西川原の各一部、富吉上町字西門の一部、西田町字東門、字大年前、字北ノ手、字上り戸及び字上川原の各一部、市原町字清水の一部並びに大木町字水落の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
西田地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市西田町字村中及び字高井の全部並びに字クヌキ、字若宮、字カラキ、字井ノ辺、字蒲之元、字名草、字東門、字上り戸及び字川端の各一部並びに富田町字上高井及び字下高井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (令和 4 年 4 月 12 日)
	西脇市西田町字若宮の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 4 の項に規定する建築物	
西田地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市西田町字井ノ辺の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 5 の項に規定する建築物	平成28年 3 月 11 日
市原地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市市原町字南ケ市の全部並びに字石ケ坪、字清水、字下河原、字長畑、字岩ケ坪、字広畑ケ、字池ノ下、字北ケ市、字沼、字川端、字山之下、字東ケ市、字下町、字上町、字村之内、字長畑ノ上、字東谷及び字南内の各一部並びに大木町字徳部新田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (平成28年 3 月 11 日)
市原地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市市原町字川端の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 7 の項に規定する建築物	平成28年 3 月 11 日

大木地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市大木町字タヤカチの全部並びに字ヨコテ、字札ノ元、字西角、字清水田、字山ノ下、字水落、字蔵之元、字ナシノキ、字若宮ノ元、字郡新田、字徳部新田及び字一ツ林の各一部並びに野中町字国影、字芝添及び字下川原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日
野中地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市野中町字国影、字山ノ下、字坂ノ下、字ハゼノ木、字土ドイ、字芝添、字高ノ坪、字前、字郷ノ上、字草木、字中丁田、字後丁田、字上石、字北垣内、字小山及び字小屋辻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
羽安地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市羽安町字カドタの全部並びに字堂ノ前、字筋違、字横長、字下河原、字森ノ下、字トイツメ、字山ノ下、字水田、字中曽根及び字道ノ上の各一部並びに野中町字前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (平成22年10月29日)
	西脇市羽安町字堂ノ前、字筋違及び字水田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 2 の項に規定する建築物	
	西脇市羽安町字カドタ、字堂ノ前、字筋違、字横長、字森ノ下、字山ノ下及び字水田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 4 の項に規定する建築物	
羽安地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市羽安町字中曽根及び字大嶋の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 5 の項に規定する建築物	平成22年10月29日
高松地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市高松町字南境、字荒子、字花立、字観音堂、字屋形、字小口、字山添、字広畑、字ヌエノ、字中川原、字寺ノ垣内及び字平見の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (平成28年 3 月 11 日) (平成30年 1 月 9 日)
	西脇市高松町字荒子の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 2 の項に規定する建築物	
高松地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市高松町字南境及び字荒子の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 6 の項に規定する建築物	平成30年 1 月 9 日

板波地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市板波町字札之辻、字上中田 及び字下中田の各全部並びに字 宮ノ後、字川原坪、字蔵ノ元、字 舟戸、字三高、字高瀬、字西池町、 字段ノ下、字北垣内、字中垣内、 字宮ノ前、字川ノ上、字樋ノ上、 字段ノ上、字尾狹、字大林及び字 二ツ谷の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日
平野地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市平野町字土井下の全部並 びに字井口、字山ノ下、字中田、 字薬師下、字大池下、字皿池ノ下、 字宮下及び字ユリ下の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
谷地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市谷町字郷ノ口、字墓所下、 字若栄、字前田、字垣内、字西山 ノ下、字北山、字墓所ヶ谷及び字 東柴草山の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
野村地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市野村町字奥野、字笹野及び 字中ノ多和の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
比延地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市比延町字前田、字村中、字 大道ノ東、字上町、字下町、字西 川原、字山ノ口、字和田、字下古 野、字口古野、字茶山及び字山原 の各一部並びに鹿野町字北垣内、 字大蔵、字池ノ内及び字新開の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (平成28年 3 月 11 日)
比延地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市比延町字西川原の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 6 の 項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日

上比延地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市上比延町字寺ノ東、字東前田、字前田出口、字前田出口ノ西、字前田ノ西、字西岡ノ東、字西岡、字西岡山、字芦谷道ノ東、字芦谷道ノ西、字岡山ノ北、字芦谷嫁ケ石、字芦谷嫁ケ石東、字野瀬、字北垣内道ノ西、字寺ノ北、字谷田、字大年坪、字池ノ尻、字越水、字南垣内、字昆沙門ノ東、字水口ノ東、字東脇、字馬渡里、字岸ノ久後、字花ノ木、字嶋田山、字下掛り、字中通り、字池町下、字友右衛門垣内、字カクレ谷、字奥野山、字丸山、字伊勢山、字前田、字北垣内及び字池ノ南の各一部並びに比延町字岡ノ山根の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (平成28年 3 月 11 日)
上比延地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市上比延町字芦谷嫁ケ石の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 7 の項に規定する建築物	平成28年 3 月 11 日
鹿野地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市鹿野町字源四郎垣内の全部並びに字宮ノ前、字辻、字蔵ノ垣内、字五土砂、字島堂、字中ノ垣内、字五明、字明神、字山ノ神、字森ノ本、字竹ノ内、字御防垣内、字芝ノ垣内、字戌亥寺、字北垣内、字大蔵、字池ノ内、字新開、字釜谷及び字六ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (令和 4 年 4 月 12 日)
鹿野地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市鹿野町字辻、字山ノ神、字西川原、字蔵ノ垣内、字五土砂及び字六ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 6 の項に規定する建築物	同上
塚口地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市塚口町字一ノ瀬、字和賀メ、字中ノ垣内、字二之瀬及び字ウツロクチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日
塚口地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市塚口町字一ノ瀬の一部及び鹿野町字ウツロウ山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 7 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (平成28年 3 月 11 日)
高嶋地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市高嶋町字フロノ下、字高町、字山添及び字明神の各一部並びに鹿野町字中ノ垣内の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日

堀地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市堀町字南河原、字中島、字城府、字峠、字上西河原及び字下西河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
堀地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市堀町字東河原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 5 の項に規定する建築物	平成20年 4 月11日 (平成28年 3 月11日)
落方地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市落方町字サル田、字火燈し山、字菊ノ尾、字長柄柿、字フチノ上、字岡本、字西垣内、字加正谷及び字今ドヒの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月11日
明楽寺地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市明楽寺字狭谷、字沢田、字池ノ内、字池ノ下、字上中尾、字下中尾、字岡本、字流田、字芝添、字カウロギ、字タコカ、字大谷、字野尻、字茶屋町、字荒井口、字寺田、字目ケ向、字大門、字北谷及び字西谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
水尾地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市水尾町字瓜植、字一ノ宮ノ元、字車田、字村中、字佃、字大門、字オノ神、字北門、字中ノ池及び字中ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月11日 (平成28年 3 月11日) (令和 2 年 3 月17日)
	西脇市水尾町字オノ神及び字大門の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 2 の項に規定する建築物	
水尾地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市水尾町字瓜植の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 5 の項に規定する建築物	平成28年 3 月11日
水尾地区 条例別表第 3 の 8 の項	西脇市水尾町字佃の一部で別図に示す区域	都市計画法施行条例別表第 3 の 8 の項に規定する地域資源の有効な利用に係る建築物 1 寮 2 集会所 3 事務所	同上
岡崎地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市岡崎町字高倉、字堀越、字北浦、字大根、字早稲田、字出口、字下岡崎、字上岡崎及び字カヤノ内の各一部、落方町字ハノキ及び字五百戸の各一部並びに上王子町字流レ田及び字小丸の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月11日
上王子地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市上王子町字流レ田、字古河及び字山根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上

合山地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市合山町字西山、字堂ノ上、 字堂ノ前、字前田、字宮ノ前、字 藤原及び字奥田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
出会地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市出会町字円丈寺、字中野、 字中野上、字笹原、字笹尾、字ダ ケ山、字菖蒲谷及び字桧尾の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	平成20年 4 月11日
出会地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市出会町字木谷山の一部分で 別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 7 の 項に規定する建築物	平成28年 3 月11日
八坂地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市八坂町字上之段、字岩元、 字東山、字平池ノ下、字土手ノ内、 字勝尾谷、字五輪及び字大谷の各 一部並びに平野町字米山及び字 平見の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	平成20年 4 月11日

附則の次に次の別表を加える。

別表第 1

区域の名称	建築できる建築物等の用途
1 寺内ランプ周 辺西側商工観光 区域	市がまちづくりに資すると認める用途で、次に掲げるものとする。 (1) 工場（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2 （る）項第1号及び第2号に掲げるものを除く。以下2の項において同じ。） (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部 分の床面積の合計が6,000平方メートル以内のもの（法別表第2（ほ）項第2号 及び第3号、（へ）項第3号並びに（り）項第2号及び第3号に掲げるものを除 く。以下2の項において同じ。） (3) 倉庫（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。） (4) 貨物自動車運送事業の用に供するもの (5) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律 第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。以下2の項に おいて同じ。） (6) 前各号の建築物に附属するもの
2 寺内ランプ周 辺東側商工観光 区域	市がまちづくりに資すると認める用途で、次に掲げるものとする。 (1) 工場 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部 分の床面積の合計が6,000平方メートル以内のもの (3) 倉庫 (4) 貨物自動車運送事業の用に供するもの (5) 公衆浴場 (6) 前各号の建築物に附属するもの

兵庫県告示第821号

昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。
令和 7 年 8 月 29 日

兵庫縣知事 齋藤元彦

別表（第6 関係）

(2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約

受付 区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準 受付	電子申請	令和7年12月1日から同月26日まで	令和8年4月1日	令和11年3月末日
		令和8年1月5日から同月9日まで		
追加 受付	電子申請	令和8年4月8日から令和10年7月31日まで	毎月1日から同月 末日までの申請受 付分は翌々月の1 日	
一般 競争 入札	書面申請	随時	資格を認定した日	

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の告示の規定は、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約の競争入札に参加できる者の資格については令和8年3月末日まで適用する。

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 コープ姫路田寺
所在地 姫路市田寺3-3-11
- 2 法第8条第1項の規定により姫路市から述べられた意見の概要
掲出している屋外広告物に変更等がある場合は、姫路市屋外広告物条例に基づく許可が必要である。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和7年8月29日から1月間

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年8月29日

契約担当者

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 調達内容
(1) 調達物品及び数量
ロータリ除雪車1台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和8年3月25日（水）

(4) 納入場所

新温泉土木事務所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 竹本

電話 (078) 341-7711 内線75786 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和7年8月29日（金）から同年9月12日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和7年10月9日（木）午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年10月8日（水）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和7年8月29日（金）から同年9月12日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和7年9月12日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和7年10月2日（木）午後5時から同月9日（木）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和7年9月1日(月)から同月25日(木)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和7年9月1日(月)から同月12日(金)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで(ただし、令和7年9月12日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

- (7) 仕様確認申込書
- (4) カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和7年10月2日(木)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年10月7日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年10月23日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
1 Rotary snowplow
- (3) Delivery period: March 25, 2026
- (4) Delivery place:
Shinonsen Public Works Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 September 12, 2025
- (6) Deadline for tender:
14:00 October 9, 2025 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 October 8, 2025 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms. Takemoto, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078) 341-7711 extension 75786

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和7年8月29日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第7号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第9 県立西宮病院の款3級及び4級の欄中

「副院長」

を

「副院長

院長補佐」

に改める。

別表第16地方機関の款中「副院長（医師・歯科医師職4級及び看護職6級の者に限る。）」を「副院長（医師・歯科医師職4級及び看護職7級の者に限る。）」に改める。

（病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第2条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 休暇等（第17条―第28条）」

を

「第4章 休暇等（第17条―第28条）」

第4章の2 職員に対する意向確認等（第28条の2―第28条の4）」

に改める。

第21条第11項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第21条の2第4項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「規定による」の右に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する」を加え、「日について」を「日の介護時間について」に、「当該」を「1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第26条の6第3項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第26条の8第3項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「規定による」の右に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する」を加え、「日について」を「日の介護時間について」に、「当該」を「1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第27条第2項を次のように改める。

2 管理者は、次の各号に掲げるいずれかの育児部分休業について、前項の規定による承認を行うことができる。

(1) 1日を通じて2時間（第20条第1項第8号に掲げる特別休暇又は第21条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うもの（以下「第1号育児部分休業」という。）

(2) 毎年4月1日から翌年3月31日までの間を通じて77時間30分を超えない範囲内（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内）において1時間を単位として行うもの（以下「第2号育児部分休業」という。）。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる時間数の第2号育児部分休業とする。

ア 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて第2号育児部分休業の承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

イ 第2号育児部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて第2号育児部分休業の承認の請求があったとき 当該残時間数

第27条第4項中「認めるとき」の右に「又は職員が前項に規定する請求内容の変更をしたとき」を加え、同条第8項中「育児部分休業」を「第1号育児部分休業」に改め、同項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定による請求をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該請求をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該請求の内容を変更しなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める場合に限り、当該請求の内容を変更することができる。

第28条の次に次の一章を加える。

第4章の2 職員に対する意向確認等

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第28条の2 管理者は、子育て支援条例第27条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等に係る請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 子育て支援条例第27条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年の間に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等に係る請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した場合においては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第28条の3 管理者は、職員が管理者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等に係る請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第28条の4 管理者は、前条に定めるもののほか、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修等の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定 令和7年9月1日
- (3) 第2条の規定 令和7年10月1日

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第28条の2第2項又は第28条の3第2項の規定による措置は、第2条の規定の施行の日（以下「第2条施行日」という。）前においても、これらの規定の例により講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、第2条施行日においてそれぞれこれらの規定により講じられたものとみなす。
- 3 第2条施行日から令和8年3月31日までの間における育児部分休業の承認の請求をする場合の第2条の規定による改正後の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第27条第2項の適用については、同項第2号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員事務系職種（経験者）採用試験の実施

兵庫県職員事務系職種（経験者）採用試験を次のとおり実施する。

令和7年8月29日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
ア 総合事務職	40名程度	1980（昭和55）年4月2日から1998（平成10）年4月1日までに生まれた人 （2026（令和8）年4月1日現在で28歳から45歳までの人）
イ 警察事務職	10名程度	
ウ 教育事務職	1～3名程度	
エ 小中学校事務職	5名程度	

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない人（総合事務職、警察事務職、教育事務職に限る。）
- 2 地方公務員法（1950（昭和25）年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する人
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	2025（令和7）年10月5日（日）	兵庫県立大学神戸商科キャンパス 都道府県会館
面接試験	2025（令和7）年11月8日（土）から11月30日（日）までのうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

(1) 筆記試験

ア SPI3

言語的理解力や数的処理能力、論理的思考力を問う。

イ エントリーシート

民間企業等での職務経験・実績や学識等を中心に、県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。

(2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

ア 個別面接

1人あたり30～40分程度で、責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 筆記試験

2025（令和7）年10月下旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

(2) 面接試験

2025（令和7）年12月中旬

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

- (1) 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000072.html

また、兵庫県人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「事務系職種（経験者）請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

- ## (2) 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2025（令和7）年9月26日（金）頃に発行する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_0000000067.html

- (3) 受付期間

2025（令和7）年8月25日（月）午前10時から9月19日（金）午後5時まで（受信有効）

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示される。

なお、名簿は確定の日から2027（令和9）年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用給与課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-9349

兵庫県職員技術系職種採用試験（秋日程）の実施

兵庫県職員技術系職種採用試験（秋日程）を次のとおり実施する。

令和7年8月29日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

(1) 大卒程度

試験職種	採用予定人員	受験資格						
ア 児童福祉司 イ 農学職 ウ 林学職 エ 水産職 オ 環境科学職 カ 総合土木職 キ 建築職 ク 電気職＜警察＞	10名程度 5名程度 5名程度 5名程度 1～3名程度 15名程度 1～3名程度 1～3名程度	1 年齢制限 次のいずれかに該当する人とする。 (1) 1998（平成10）年4月2日から2004（平成16）年4月1日までに生まれた人（2026（令和8）年4月1日現在で22歳から27歳までの人） (2) 2004（平成16）年4月2日以降に生まれた人で次に掲げる人 ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び2026（令和8）年3月31日までに卒業する見込みの人 総合土木職、建築職及び電気職＜警察＞は上記もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した人又は2026（令和8）年3月31日までに卒業する見込みの人 イ 外国における大学などを卒業した人（2026（令和8）年3月31日までに卒業する見込みの人を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した人（2026（令和8）年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む。） 2 任用資格 次の職種は、それぞれの任用資格を有する人又は見込みの人に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。 <table><tr><th>職種</th><th>任用資格</th></tr><tr><td>児 童 福 祉 司</td><td>児童福祉司の任用資格</td></tr><tr><td>環 境 科 学 職</td><td>環境衛生指導員の任用資格</td></tr></table>	職種	任用資格	児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格	環 境 科 学 職	環境衛生指導員の任用資格
職種	任用資格							
児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格							
環 境 科 学 職	環境衛生指導員の任用資格							

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

地方公務員法（1950（昭和25）年法律第261号）第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する人

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 経験者

試験職種	採用予定人員	受験資格										
ア 児童福祉司 イ 農学職 ウ 林学職 エ 水産職 オ 環境科学職 カ 総合土木職 キ 建築職 ク 電気職＜一般＞	1～3名程度 1～3名程度 1～3名程度 1～3名程度 1～3名程度 15名程度 1～3名程度 1～3名程度	1 年齢制限 1980（昭和55）年4月2日から1998（平成10）年4月1日までに生まれた人（2026（令和8）年4月1日現在で28歳から45歳までの人） なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。 <table><tr><th>職種</th><th>年齢</th></tr><tr><td>児 童 福 祉 司 総 合 土 木 職 建 築 職</td><td>1966（昭和41）年4月2日から1998（平成10）年4月1日までに生まれた人（2026（令和8）年4月1日現在で28歳から59歳までの人）</td></tr></table> 2 任用資格 次の職種は、それぞれの任用資格を有する人又は見込みの人に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。 <table><tr><th>職種</th><th>任用資格</th></tr><tr><td>児 童 福 祉 司</td><td>児童福祉司の任用資格</td></tr><tr><td>環 境 科 学 職</td><td>環境衛生指導員の任用資格</td></tr></table>	職種	年齢	児 童 福 祉 司 総 合 土 木 職 建 築 職	1966（昭和41）年4月2日から1998（平成10）年4月1日までに生まれた人（2026（令和8）年4月1日現在で28歳から59歳までの人）	職種	任用資格	児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格	環 境 科 学 職	環境衛生指導員の任用資格
職種	年齢											
児 童 福 祉 司 総 合 土 木 職 建 築 職	1966（昭和41）年4月2日から1998（平成10）年4月1日までに生まれた人（2026（令和8）年4月1日現在で28歳から59歳までの人）											
職種	任用資格											
児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格											
環 境 科 学 職	環境衛生指導員の任用資格											

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

1 地方公務員法（1950（昭和25）年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する人

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 1999（平成11）年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆 記 試 験	2025（令和7）年10月5日（日）	兵庫県立大学神戸商科キャンパス 都道府県会館
面 接 試 験	2025（令和7）年10月22日（水）から同月30日（木）までのうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

(1) 筆記試験

区分	種目	試験会場
大卒程度	専門試験	各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。
経験者	専門試験	各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。
	エントリーシート	民間企業等での職務経験・実績や学識等を中心に、これまで培ってきた経験や知識を県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。

(2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

ア 個別面接

1人あたり30～40分程度で、責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 筆記試験

2025（令和7）年10月中旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

(2) 面接試験

2025（令和7）年11月中旬

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

(1) 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000018.html

また、兵庫県人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「技術系職種（秋日程）請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

(2) 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2025（令和7）年9月26日（金）頃に発行する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000019.html

(3) 受付期間

2025（令和7）年8月25日（月）午前10時から同年9月19日（金）午後5時まで（受信有効）

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示される。

なお、名簿は確定の日から2027（令和9）年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用給与課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）362-9349

正 誤			
○令和 7 年 4 月 1 日付け（兵庫県公報第 2 号外）			
（ページ）	（行）		
1	下から37	（誤）	公 告
		（正）	告 示
12	下から34	（誤）	公 告
		（正）	告 示